

# 第 148 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 148 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 22 年 11 月 2 日（火）17:29～18:52  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 発注者支援業務（積算技術業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（工事監督支援業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（技術審査業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務等（用地補償総合技術業務）（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（国土交通省）

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 勢田室長、浅古課長補佐

地方課 公共工事契約指導室 田村課長補佐

土地・水資源局 総務課 公共用地室 井上室長、遠藤用地企画官、武田用地調整官

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 148 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は国土交通省の発注者支援業務「積算技術業務」、「工事監督支援業務」、「技術審査業務」、「用地補償総合技術業務」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに「積算技術業務」、「工事監督支援業務」、「技術審査業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室の勢田室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 20 分程度でお願いいたします。

○勢田室長 技術調査課の勢田でございます。本日は、よろしくお願いたします。

時間が限られておりますので、スムーズに始めさせていただきたいと思います。

私の方から、はじめの「積算技術業務」、「工事監督支援業務」、「技術審査業務」の 3 つについて御報告させていただきます。

パブリックコメントは予定どおり行われまして、最終的にパブコメで意見が出てきましたのは、70 社の方から 170 件の意見が出てまいりました。それを受けて反映させた部分、反映はしていませんけれども、いわゆる考え方ということで示すもの、その 2 つに分けて説明させていただきたいと思います。

まずは、お手元の方にその修正も含めて実施要項（案）について説明させていただきます。

まず「積算技術業務」でございますが、1 ページ目をお開きください。1 番下の方の赤字が先日の 9 月 28 日に開いていただきました入札監理小委員会、そこの中での御指摘も含めて直しました内容。それで、最終的にそれをパブリックコメントにかけたという、そこまでの修正を赤で示しております。本日は、ここの部分についてはもう御了解済みということで省かせていただこうと思います。その下の青字、パブリックコメント開始後の修正のところについて本日は説明させていただきます。

では、お手元を開いていただきまして、3 ページ目でございます。1 番の「(2) 業務の内容」の 3 行目でございます。いわゆる業務の内容のところ「協議・打合せの上実施する」。これは、意見の中でも入れてくれという御指摘がありました。実際に進めていくに当たって、発注者と受注者が協議・打合せをして、その内容を双方で確認して実施するという事なので、入れさせていただいております。

同じ趣旨で 10 行くらい下に下りていただきまして、(2) の 2 行目「協議・打合せの上」、これも同じ内容を書かせていただいております。

それから、その 2 行下「ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない」。幾つかの意見の中で、この業務内容について明確化してほしいという意見がありました。その中の 1 つとして、この案件がありました。これについては、しっかり書いておくべきだろうということで入れさせていただいております。

6 ページをお開きください。6 ページの中段「1. 2. 5 委託費の支払いの方法」の 5 行目ぐ

らのところでございます。ここでの意見につきましては、いわゆる 30 日以内ではなくて、明確に支払日を示してほしいという意見があった。それから、もう 1 つ。最終的な完了ではなくて、業務の途中で出来高を途中段階で支払うという仕組みについてもしっかり書いてほしいという御意見がありました。

1 つ目の業務の完了時の話につきましては、業務が完了した後に受注者と発注者が協議をして、その中で検査をして、その検査の後に 30 日となっているものですから、明確に日にちまでは示し切れておりません。ということで、業務完了時においては 30 日以内という書きぶりにさせていただきました。

更に業務の途中で部分的に支払うという規則、それは当然ありますので、それにつきましては、業務完了の前においては、そういう請求書を受理したときから 14 日以内という形で明記させていただきました。

その次の 7 ページでございます。上から 7 行目「a) 入力システム及び市販されていない関連図書」ということでございます。これは、業務を行うに当たっての貸与資料の明確化ということで示させていただいたものでございます。いわゆる色々な資料がいただけるのかという意見がありましたけれども、我々としては、市販されているものについては受注者自ら調達してくださいということで、こういう形で書かせていただいたものでございます。

12 ページにお移りください。12 ページの「(4) 手持ち業務量」の更にその下 3 行目ぐらいからですが「さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする」というのを入れさせていただきました。ここは、いわゆる手持ち業務量ということで、当該年度にどれだけの費用の分の受託をしているかということを示させていただいているのですが、今回これは複数年の契約ということなので、複数年のときにはその当該年度だけの年割を手持ち業務量でカウントしますよということを明確にさせていただきました。

その次の 13 ページでございます。上から 10 行目ぐらいで「電気通信設備」という言葉の明確化でございます。

それから、その少し下の「②一級電気工事」という、これも名称の明確化でございます。

その下の⑤から 10 行ぐらいにわたって、これも新たに追加させていただきました。この部分については、いわゆる予定担当技術者の資格を示したものでございます。その中でこの業務につきましては、電気もしくは機械設備もしくは土木管繕という、幾つかの分野、それにまたがるものもこの業務に含まれることがありますので、その部分については明確に資格を書かせていただいたということで、これも御指摘を受けて直させていただいたものでございます。

15 ページをお開きください。15 ページのスケジュールのお話で、いろいろ御指摘がありました。上からいきますと、8) のところで「開札」だけにさせていただきまして、その下の 9) で「履行確実性のヒアリング」、これが今までスケジュールで明確に書いていなかったという御指摘がありましたので、明記させていただきました。そして「落札者の決定」、それから「契約締結」という流れになります。

その下の「入札の実施手続フロー図」、これにつきましても、以前は提出期限・回答期限を 1 つ

だけしか示しておりませんでしたけれども、厳密に考えますと、いわゆる入札説明書に対する質問書もしくはそれに対する回答がまず、第1段としてありまして、それからその後、積算基準資料に関する質問書での新たな別の質問の受付の時期があると、2段階がありましたので、それを正確に書かせていただいたというところでございます。

更にその下の方で「履行確実性のヒアリング」、これにつきましても、文章としては入れていましたが、フロー図には抜けておりましたので、これを入れさせていただいたというところでございます。

17ページをお開きください。17ページに技術評価のときの表がありますが、上から3行目「評価点の」という言葉を明確にするため入れさせていただきました。

18ページでございます。18ページの上から10行目ぐらい「配分点」を「満点」と修正しました。配分点でも間違いではないのですが、10行ぐらい下で満点という言葉を使っています、その並びで満点の方がわかりやすいだろうということで直させていただいたものでございます。これも御指摘を受けています。

23ページをお開きください。23ページの上から10行目ぐらいで「②解析業務における手法の決定及び技術的判断」、これは削除させていただきました。通常的设计業務とかいうことであれば、こういうことがあるのですが、発注支援業務についてはこういうものはないということで削除というところでございます。

それから、下の方で「(8) 契約の変更及び解除」の「2) 契約内容の変更」のところで「なお、契約の変更は、業務発注担当部署と民間事業者との協議に基づいて行う」。後でも御説明しますが、変更の内容についてやはり明確にしてほしいという意見がいろいろありました。ただ、色々なケースがございます、ここでなかなか明記しづらいというところもあります。実際我々がどうしているかということ、現場で発注の担当部局と請負者の方々が協議をして、最終の変更の合意に至っているということですので、そこについても明記させていただいたというところでございます。

文章としてはそういうことで、あと別紙資料の方で50ページをお開きください。「別紙-3. 従来の実施状況に関する情報の開示」というところで、一番下の方ですが「委託費の増減は、対象工事件数の増減による」。いわゆる工事件数の増減の変化でありますということを書かせていただいております。

それから、2ページ飛んでいただいきまして、52ページでございます。52ページの一番下の「4 従来の実施における目的の達成の程度」ということでございます。これは、以前は実際の数とかそういうことを示させていただきましたが、公物管理の御審議のときに、これは目標ではないではないかという御指摘を受けて、同じように直させていただいたというものでございます。実際に公物管理も1回目の委員会の御指摘を受けて、このように直させていただいて、今、パブリックコメントをさせていただいているという状況でございます。

以上が「積算技術業務」の修正でございます。

それから、次に「工事監督支援業務」につきましても、まず、修正しましたところについて御紹介させていただきます。

工事監督支援業務につきましては、4ページ目でございます。4ページ目の下から10行目ぐら

いのところで「災害発生時には調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする」。後の変更のところで災害の発生時の対応についても含まれているという書きぶりにしておりましたが、業務内容のところでそういうものが書かれていないという御指摘がありました。ということで、追加したものでございます。

後の内容は、今の積算と同じ直し方をさせていただきました。

若干違いますのは、24 ページでございます。上から 10 行目ぐらいでございます。①で『災害時』における業務を当初契約から見込んでいるが、ここですが「通常の作業時間外等、想定以上の災害対応の必要が生じた場合」という形に直させていただきました。いわゆる変更する目安というのがわからないというお話ですので、通常の作業時間外と書かせていただいた。

それから「想定未満の災害対応で業務が完了した場合」ということでの変更というのは想定しておりませんので、これは削除させていただきました。

あと本文は、そのとおりでございます。

添付資料につきましても、先ほどの積算技術と同じような視点で 53 ページでございますが、直させていただきますところがございます。

また必要であれば、補足させていただきます。

最後に「技術審査業務」でございます。技術審査業務につきましては、これは今、2つ説明しましたものと全く同じ修正でございますので、省略させていただきたいと思います。

なお、最後の 52 ページでございますが、前回非常に見づらいフロー図でしたので、だれにでも見られるような形で修正を行わせていただいております。

以上が色々な意見を受けまして、修正に至ったものでございます。

では、A4の横の意見募集結果というものの説明に移らせていただきたいと思います。全部で 25 ページになりますので、すべてしっかり御説明するのはなかなか難しいかもしれませんが、ポイントを追って説明をさせていただきます。

全体の整理としましては、左の方で「対象業務」と書いておりまして、共通とずっと書いてあります。いわゆる今の3つの業務、3つにまたがったの意見について、まず集約させていただきました。その中でまた、全体の流れからページの流れに沿って順番に並べさせていただいております。途中から変わりますが、積算業務だけのもの、工事監督支援だけのもの、技術審査業務だけのものという順番で並べさせていただいております。

まず、全体の共通のお話でございます。1番でございます。これは「単年度契約と複数年度契約を決める基準を明示してほしい」というお話がありました。答えとしては、明確にするのではなくて、段階的にできるだけ複数年度にしていきますよという回答にさせていただいております。ただ、一つひとつの業務については、まだ今は確定しずろうございますので、一番下でございますが「個別業務での実施期間については、入札公告時に明らかにします」という回答をさせていただきました。

2番につきましては、民間事業者には弘済会とかの社団法人や財団法人が含まれますかということですが、これは通常の規定通り含まれますということでございます。

3番でございますが、民間事業者ということなのであれば、何が今回入札方式で変わったのかというところの御指摘・御意見がありました。ここについては、複数年度契約の導入などの創意工夫を期待しているところですのでという形で回答させていただいております。

4番は、いわゆるだれでも参加でき、何でもありの要項で非常に緩くなっていないかという御指摘も片やいただきました。ここにつきましては、民間企業の参入促進というのと我々からすると、あと業務品質確保の双方の観点から設定させていただいておりますというお答えをさせていただいております。

次のページに移りまして、5ページ。これは、もう本文でも直させていただきました。省略させていただきます。少し時間の関係で飛ばします。

一番下の9番「落札決定者の日程スケジュールの前倒しをお願いしたい」というところでございます。ここにつきましては、いわゆる政府予算案が確定してから入札手続に入ることになります。ただ、その後は所定の期間が必要になりますということで、我々としてもできるだけ早くはやっているのですが、回答としてはこういう回答で返したいなと考えているところでございます。

その次のページでございます。3/25ですね、10番。これもスケジュールのお話でございます。入札予定日を一時期に集中することなく、分散してできないかと。私どもも非常にその意見わかるところではございますが、この業務はほとんど年度初めからの確に実施していただきたいという業務であるので、ある程度集中するというのでそういう御理解をいただこうという回答のところでございます。

11番は、申請書と提出書類の受付期限を一緒にする方がいいのではないかというお話がありました。私どもとしては、申請書と価格の入札を両方同時にもらいますと、その後に技術審査をある意味色々な方から恣意性があると言われるのですけれども、それを我々が評価することになりますので、まずは技術的な審査だけを先に評価をするという方が恣意性はないという流れになるのではないかという形で示させていただいております。

それから、13番でございます。これは業務の実績のところでは経験の業務を削除してほしいと、いわゆる狭める方向での御意見がありました。こういう狭める御意見というのは、後の方でもちょこちょこ出てきますが、幾つかありましたけれども、すべてこれは幅広く実績を認めることにしますという形で対応しておりません。

次の4ページに移っていただきまして、一番上の16番でございます。先ほど、担当技術者の方では、電気通信の資格とか機械の資格とか入れさせていただきました。ここの御意見は、配置予定管理技術者にそういう方も入れるべきではないかという御意見でした。ただ、私どもとしては、発注者支援業務はおおよそ土木が中心の業務内容でして、電気とか機械というのは一部が付加される、そういうふうな業務ですので、いわゆる予定管理技術者にそういう電気とか機械の資格を持っている方というのは難しいという形で回答させていただいております。

17番、18番も、これもまた狭める方向での意見でしたので、これについては対応しておりません。

それから、20番でございます。要項の中で管理技術者の資格要件で、一文、各地方整備局で同等

の資格を認められるものという形で書かせていただきました。ここについて、ある程度明確にさせていただきたいというお話がありました。私どもとしましては、1つの例として、公共工事品質確保技術者という資格を示させていただきました。あとは、入札公告時に問い合わせをくださいと示させていただいております。といいますのは、これは地方ごとに地方の自治体と一緒に資格を定めているという、やはり地方の自主性を尊重したような資格が若干ありまして、その部分は全国統一では書き切れないというところでございます。

次の21番でございます。これも過去の実績の10年を5年に狭めてくれというお話だったので、これも却下させていただいております。

22番は、予定担当技術者の資格の削除という御意見がありました。私どもとしては、やはり品質の確保上予定担当技術者の資格は入れさせていただきたい。ただ、見ていただければわかりますとおり、相当ハードルは低いものになっているという認識をしております。

その次の6ページでございます。2番目の25番でございます。例えば、業務の新規従事者を教育するためにそういう方を業務に就かせて、その経験を実務経験として認めていただきたいと、そういう意見がありました。私どもとしては、やはりその当該業務に主体的に携わった方について実績として認めるという形で回答させていただいております。

26番につきましては、色々な資格について若干専門性のある資格、例えば舗装施工管理技術者とかコンクリート技士とか非常に専門的な資格を追加してくれというお話がありました。追加する方向はあるのですけれども、ただ、余りにも専門的過ぎてこれだけですべての業務を確実に見られるかという不安もありますので、これは削除させていただきました。

27番と28番については、これはJV、共同企業体のことでございます。27番につきましては、何社までのJVが可能ですかという御質問がありました。ここにつきましては、別に会社数を制限しておりませんというお話でございます。

それから、一番下の28番につきましては、いわゆるJVを含む設計共同体、皆様が整備局管内の地域にあるかどうかの確認ということなのですが、私どもとしては管理技術者を担当する企業だけが現地に拠点を配備するという形にしております。

その次の7ページでございます。29番、少し下にいきます、32番。両方ともやはり業務量について、もう少しわかるようにさせていただきたいというお話がありました。ここにつきましては、まさに今回の実施要項で1つの事例を示させていただいておりますが、各業務でその実施業務量を示していくので、それを参考にしてくださいという形で回答させていただいております。

時間がありますので、次の8ページに移らせていただきまして、8ページからは総合評価の内容についての意見でございました。

34番と35番につきましては、総合評価の中のウエイトの重みづけについての意見でございます。いろいろ御指摘はありますけれども、私どもが今、示しているのは一番評価ウエイトとしては妥当ではないかなと考えております。片側の意見だけを反映してしまいますと、またそれも非常に問題になりますので、今のままのものでいきたいと考えております。

それから、36番。これは、低入札の調査基準価格の扱いなのですが、それよりも下になったとき

には、非常にしっかり見ていただきたいと。いわゆる低入については、厳しい目で見たいという御意見がありました。私どもは十分今、厳しくしておりますし、これ以上厳しくすると、低入札は物理的に難しいという扱いにもなってしまいますので、そこまで排除できるものでもございませんので、この意見は抜いているというところでございます。

その次の9ページをご覧ください。ここからは、総合評価の評価項目についての追加の意見等がありました。例えば、38番は優良業務表彰、いい業務をしたときには表彰しているのですが、そういうものをする企業というのは加点をしているところもあるのですけれども、そういうのをここでも入れてほしいと。

もしくは40番ですが、地域でのボランティア活動の実績を評価してほしいとかありました。これにつきましても、この意見をおっしゃっている方というのは、そういう加点を前提の中で意見をおっしゃっているということなので、今回は私どもが今、示しているものでそのままいきたいと考えております。

41番は評価のウエイト、重みづけのお話でした。これも同様にしたいと思います。

次のページの42番、これも表彰の評価項目のことでございます。

それから、44番でございます。これは、いわゆる担当技術者の人数を規定してくださいというお話がありました。私どもとしては、予定担当技術者の制限を設けておりますので、そういう回答にさせていただきます。

46番でございますが、いわゆる積算の中での積算根拠資料の整理とか業務の実績の評価でこういうケースはどうかという御意見がありました。1つひとつを線引きしていくのは、我々も難しいと思いますので、ここに示した具体的な内容を確認した上で発注部局に判断していただきますので、問い合わせくださいというお話にさせていただきます。

47番は、担当技術者の評価の平均点の扱いのお話でございます。交替要員というものも含めて平均値をとるのかということございまして、私どもとしてはすべての予定担当技術者の平均値ですという形で回答させていただきます。

その次のページでございます、48番でございます。いわゆる総合評価の実施方針などで判断基準を示させていただいていますが、それが逆にヒントになるのではないかとございまして、我々はやはり判断基準ということを明確に示すべきだという形にさせていただきます。

49番は本業務における留意点ですが、これは自由に設定するべきではないかというお話がありました。私どもとしても、ここは業務ごとの留意点というのをそれぞれの業務ごとで聞きますという形で回答させていただきます。

その下の50番は、評価項目の追加の話がありました。これも現行で読めると理解をしています。

その次の12ページに移っていただきまして、52番。これは、守秘義務とか情報セキュリティとかいうのは評価をしないのですかということでした。守秘義務、セキュリティとかいう話については、我々は契約条件でそもそも遵守すべきものですという形で回答させていただきます。

53番につきましては、担当技術者の経験等を申請すると、予定担当技術者がいわゆる特定できる

のではないかと。それは、なかなか問題なのではないかという御指摘を受けました。私どもとしては、予定担当技術者の経験だけを聞いているので、その人そのものを特定するわけではないということを考えておりますという回答をさせていただいております。

その次のページに移っていただきまして、上から2番でございます56番、ヒアリングの完全実施をお願いしたいということなので、当然これは実施します。

それから、57番。これは、先ほど言いました評価のウェイト、重みづけの話でございます。これも現行通りとさせていただきたいと考えております。

次のページに移っていただきまして、14ページ。ここからは、履行確実性の評価のところについての御意見ということでまとめさせていただきました。履行確実性につきましては全体的にですが、押しなべてやはり低入札、調査基準価格を下回る価格で行った業者については、非常に履行確実性が危ぶまれるので、しっかり見てください。更に上乘せで基準を設けてくださいという御意見が非常に多かったです。

59番につきましては、新たな条件を付してくださいというお話がありました。そこまではできませんというお答えをさせていただいております。

60番につきましても、履行確実性を厳格にしてくださいというお話がありました。それは、当然厳格にさせていただきますという形でお答えしております。

その次のページでございます、15ページの61番。これも低入札の場合の履行確実性で補正係数が1.0というのは、もうないのではないかと。そもそもそれで更に歩切りをしないとだめなのではないかという御指摘がありましたが、そこまで価格だけの判断をできませんというお答えをしております。

63番につきましては、低入札を行った業者だけをヒアリングすればいいのではないかとというお話がありました。ただ、私どもとしては価格を問わず、やはり公平性の中で判断するということなので、全社にヒアリングを行いますという形で回答させていただいております。

64番も、低入札に対する厳格的な対応を求められているというところでございます。

それから、16ページに移っていただきまして、ここから履行確実性のあとに例えば、67番でございますが、業務の実施体制ということで、未経験者を追加要員として配置を認めていただきたいという御要望もある。ただ、これにつきましては、我々は実質的な資格を持っている方にやっていただきたいということになります。

一番下の69番でございますが、契約の解除についてのコメントがありました。契約の解除がいわゆる発注者部局からの一方的な規定になっているのではないかとというお話がありました。ただ、私どもとしては、いわゆる受注者の保護のためにも発注者が当初予定したボリュームの当該業務に大きく変更ができたときには、発注者の判断でもってその契約を解除して受注者の被害を更に抑えることができるという意味で書かせていただいている。更に受注者にもし損害があるときには、損害賠償請求することもできるという制度がありますので、それも書かせていただいております。

以上、ここまでが共通ということでございました。

17ページからは、積算技術のお話になります。

2つ目、71番、業務内容の明確化という形で幾つか意見が出ております。ここにつきましては、実施要項まで書かずともこの意見の中で明確に含まれる、含まれないというのを書くことで十分だろうということで書かせていただいております。

同じような内容が75番、一番下ですが、これも業務の内容で書かれています。ここにつきましても、私どもの見解としてその御指摘の業務内容のところは入りますという形で入れさせていただいているところでございます。

それから、76番。これにつきましても、同じでございます。業務内容の明確化ということで御意見をいただいております、ここは解釈の問題ですので、意見で回答させていただいたということでございます。

下から3番目、78番、79番につきましては、業務の内容で貸与する資料とか、その資料の明確化というところでございます。ここにつきましても、いろいろ御質問、御意見等がありましたので、意見でしっかり我々の必要として資料等について書かせていただいているというところでございます。

19ページに移っていただきまして、19ページも上から81番、82番、83番、これはすべていわゆる資料の内容の明確化のところでございます。ここにつきましても、私どもは回答の中で含まれる、含まれないというものを明確に書かせていただいたというところでございます。

それから、下の2つ。84番と85番というのは、いわゆる業務量の変更、変更手続のお話についての御指摘がございました。ここは実施要項でも直させていただきましたが、一つひとつの変更を精緻に実施要項で書くというのは、なかなかやはり色々なケースがございまして、非常に難しゅうございます。そうした中で回答の中でも、個別業務においては内容に変更がある場合、受発注者間で協議を行ってくださいという形で書かせていただきました。実際にその協議を行うことは、実施要項でも書かせていただいたというところでございます。

20ページに移っていただきまして、真ん中から下半分が工事監督支援という形になります。

工事監督支援、例えば88番でいきますと、発注ロットを細かく分けて発注時期をずらすなどの対策を講じてほしい。発注ロットについては、業務の効率性を考慮して、適切に設定はします。それから、実際の発注時期につきましては、複数年度か単年度かというのは、いわゆる年間を通じての平準化を目指して段階的にやっていくということで御説明をさせていただいているというところでございます。

89番につきましては、入札契約手続の中で保留とする期間をできるだけ、要は速やかに進めたいというお話でございます。私どももいたずらに伸ばしているわけではありまして、必要な期間だけはとらせていただいているという形での御説明をさせていただいております。

その次のページに移らせていただきまして、上から2番目でございます、92番。工事監督支援におきましても、例えば担当の技術者の配置人員を発注者の方で決定していただきたいというお話がありました。業務の実施体制というのは受託業務でもありますので、受注者が決定すると決められているものでございます。そうした中で、私どもとしてはその実施体制を評価させていただきますという考え方で説明させていただいております。

当該ページの一番下が変更の内容。これは、実施要項の本文で反映させていただいております。  
22 ページに移らせていただきます。これも 1 番目と 3 番目のものについては、本文で対応させていただきます。

一番下の 100 番の問いにつきましては、いわゆる総合評価の中で配置技術者の人数などを見て評価しますという評価の基準を書かせていただいておりますが、配置技術者の人数というのは削除という御意見がありました。私どもとしては、この人数も実施体制の優劣を判断するのに必要な情報だと考えているというところがございます。

それから、23 ページに移っていただきまして、1 つ目がヒアリングの結果がどう評価されるのか、ヒアリングだけの点数というのがないのかという御指摘だったのですが、私どもとしては、ヒアリングをする中で実際にペーパーを提出していただいた実施方針とかいうものの確認をさせていただくものだという形にさせていただきました。

次の 102 番は、この総合評価項目での追加の意見でございます。継続学習（CPDS）についても、やっているかどうか評価項目に入れてほしいというお話がありました。ここにつきましても、現段階のものでまず、今年度は設定できていると考えておりますので、対応はしておりません。

103 番はいわゆる本業務の留意点ということで、そのテーマを 1 つか 2 つというお話ですので、何も書いておりませんので 1 つですということがございます。

その次のページの 2 番目からが、技術審査に関わるものでございます。105 番につきましては、技術審査業務はプロポーザル方式にさせていただきたいとか、もしくは価格と技術の配分比率、ウエイトを変えていただきたいという御意見がありました。これも総合評価でやる。それから、評価のウエイトも現行どおりでさせていただきたいという回答をさせていただいております。

あとは、大体実施要項で読めるような御指摘がありましたので、ちゃんとそれを丁寧に説明させていただいているという回答にさせていただいております。

最後の 25 ページでございますが、1 つ目の技術審査業務の報告の中で業務完了時における報告書の提出という形で書かせていただきました。その削除要望という趣旨はわかりませんが、工事も複数年でまたがる工事が 있습니다。そういう工事なども含めて継続的にその業務の結果を反映させていくことがあるので、記載をしておりますという形にしております。

110 番は、再委託は禁止が適当と思われるというお話がありました。私どもとしても、主要なものの委託は禁止しておりますが、すべてがすべて再委託禁止というのはどの業務でもそういう方針は出しておりませんので、そういう回答をさせていただいております。

下の 2 つにつきましては、これは業務の変更の処理の話でございまして、先ほどから申しているとおりに、本文でも発注者と受注者とで協議に基づいて行ってくださいという形で追記させていただいたところがございます。

すみません、時間の関係で少しはしよらせていただきました。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御意見と御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 実施要項（案）の変更で赤字のところは前回の当委員会の指摘を踏まえて修正されたということで、これについては了としたいと思います。今回はパブリックコメントを受けて変更をした青字のところについて、契約変更の意見は、例えば件数の変更と業務の内容の変更くらいは明示してほしいということですが、回答は明示することが困難であるとなっていますが、発注者と受注者の協議によるということになっています。もう少し契約変更のイメージが受注者にとって想定可能なものにできないのかと思いますが、全く明示できないものなのですか。

○勢田室長 実際のところ、この発注者支援業務を我々が予定価格を算出するための歩掛、我々発注者が持っている歩掛につきましては、公表させていただいております。その中では、例えば技術審査業務はいわゆる工事が10件当たり、技師Aが何人要りますよという形で件数を明示させていただいて、それで書かせていただいておりますので、そこを十分御承知だと思うのですね。だから、その業務件数が変われば、おのずとその歩掛を適用して変更という形になります。

ですから、そういうことをつまびらかに全部書くのかというのを中でも議論したのですけれども、実際にそういう運用をしておりますので、そこは多分御理解されているのではないかなと思うのですが。

実際にそういう変更の扱いについては、ただ、単純に件数にしても大きな工事もありますし、小さな工事もありますし、ケースによって大分異なることもあるかもしれませんので、発注者と一つひとつ協議をしていただかないと、ここで書いてしまっても全部それをまた全国一律に杓子定規に適用されるというのは、実態にそぐわない色々な問題がまた出てくるのではないかなと危惧しているところではあるのですけれども。

○逢見副主査 受注者側にとっては、おそらく実施要項に基づいて契約したにもかかわらず、契約外のことが出てきたという場合には、できるだけ対応しようとするのでしようけれども、やはりどういものが契約変更としてあり得るのか、ある程度想定した上で受注したいという思いはあると思うのですね。そこがどうなるかがすべて協議ですということでもいいのかどうか。たとえば、災害の場合は、何かありましたね、工事監督支援ですか。それ以外の書きようはないのですか。

○勢田室長 この協議により定めるというのは実際の手続として必要なもので、この文章以外にももう少し具体的に何か書けないかという、そういう御指摘ですか。

○逢見副主査 最終的に協議でいいだろうと思いますが、どのような契約変更があり得るのかということですね。

○勢田室長 それはそうですねけれども、ただ、実態として。

○逢見副主査 あるいは実績として過去に行った中には、こういった契約内容の変更がありましたとかというのでもいいと思いますが、明確にできないのか。

○勢田室長 確かに御指摘されているような件数とか、実際に数字である程度明確にできるところについての考え方を書けるかどうかも含めてもう一度その部分は再検討をさせていただきます。

○逢見副主査 持ち帰って検討してください。

○小林副主査 発注者支援業務の積算技術業務のところの23ページのところの（8）の2）ですね。そこで「次を想定している」と書いてあって「業務の各種対象工事件数に変更が生じた場合」

というので、これはどういう場合なのかというのが「数量の増減等による変更条件」というのと同じような意味のことが書いてあるだけで、何かこの「次を想定している」の説明になっていないのではないかと私は思ったのですけれども。

こっちの技術審査業務の方は、例えば「補正予算に伴う追加工事や」、「新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合」というふうには書いてあるのですが、積算技術業務の方は非常に同義語みたいなことが書いてあるようなことで、何かあまり説明になっていないのではないかなという印象を受けました。

○勢田室長 わかりました。もう少し具体的に書けるかどうかをこの部分を持ち帰らせていただくことでよろしいでしょうか。

○小林副主査 いいですか、事務局。

○事務局 では、その部分を事務局の方と調整をさせていただいて、また後日に確認させていただきたいと思います。

○逢見副主査 では、よろしく願いいたします。

あと、わからなかったのはパブコメの3番で7月6日の閣議決定とか、検討会の意義がなくなるという意見がありますが、その7月6日の閣議決定とその後行っている検討会というのはどういう内容ですか。

○勢田室長 私の理解の限りの話をさせていただきますと、この公共サービス改革法はいわゆる官民競争ということなので、官から民にいくのだろうと。この質問の方は、前段でまず、弘済会というのが民か官かという御指摘もされていまして、だから、公益法人が官であれば、いわゆる官民競争入札でこの手続を踏んでいるのだから、当然弘済会というはもう入口論から除外されるのではないかと御指摘。

もし、弘済会が民間だという解釈なのであれば、何で官民競争入札の手続に入るのかと。官民競争の中でのこういう手続を踏んでいるということなのですから、そういうことの御指摘かなと私はそう理解しているのですが。

実際にそうなると、極端に実施要項の中でいわゆる官を排除するとか余りそういう記述もないものですから、何か進展があるのかなという御指摘があるのではないかと思います。

○逢見副主査 改めて言うまでもないことですが、この官民競争入札等監理委員会というのは、官民と民民と両方想定しているわけです。それから、競争性というものを使うことによって、質を設定してより効率的な事業者を選定しようということなので、その質問の趣旨がわからないというのがありますけれども、何となく検討会の意義がなくなるとかという意見に対して、考え方のところが直接的に答えていないような感じもしたものですから、別にその閣議決定に反するとかそういうものではない。

○勢田室長 我々もここの答弁は悩んだのですが、相手の質問の趣旨が十分くみ取れないところもあって、こういう文章で返してはどうかと。

○事務局 検討会というのは、何を指されているのですかね。

○勢田室長 まさにここのお話だと思うのですけれどもね。この委員会のことだと思うのです。

○事務局 国交省でやられている、検討会ではないのですか。

○勢田室長 すみません、検討会のまぐら言葉が付いていないので、よくわからないのですが、今、私もそれもあるのかなと思いましたが、国交省の中で前原前大臣が建設弘済会は、この発注者支援業務から撤退していただくというお話があって、それに当たっての弘済会の今後の在り方についての検討会を国土交通省の中でやりなさいと。実際にそれはもう既に設置をして、検討し始めているのですが、その検討会の趣旨なのですかね。ちょっとわかりかねますが。

○逢見副主査 もしそういうことで建設弘済会が入札参加をしなくなるということであれば、それは検討会で決まったことですね。だから、もしそういうことなら、意見と回答が少しずれてくるのかなという気がしました。

○勢田室長 ただ、今のはあくまでも推測の域を出ない検討会という裸書きをされていますので、なかなか決め打ちでの答えは難しいかなと思います。

○逢見副主査 ちょっとこのままでいいかどうか、我々としては意見と回答が一致しているのかどうか疑問だったものですから、もう一回そこは精査していただきたいと思います。

○勢田室長 はい、もう一度。

○逢見副主査 あとは結構です。

○小林副主査 では、ただいま、契約の変更のところですね、そここのところの記載ぶりを事務局と調整していただきまして、それで委員の方にそれをフィードバックしていただくということをお願いしたいと思います。

フィードバックしていただいて、それで了承ということであれば、この実施要項（案）の審議を終わりという手続にして、よろしいですか。

○事務局 では、事務局の方で調整してお諮りしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小林副主査 それでは、ただいまの少し付帯が付きましてけれども、その部分の検討を再度していただきまして、それを委員が了承するというので、それでこの実施要項（案）の審議を終了するというにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

実施要項（案）のその後の取扱いや監理委員会の報告については、その了承を得た上で私に一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その点を国土交通省におかれましては、よろしく検討をお願いいたします。

そのほかに何か確認したいことがありましたら、また事務局の方から委員に通知していただくと、結果を送付していただくということにしたいと思います。

それでは、国土交通省におかれましては、ただいまの調整事項を検討していただきまして、その後、了承を得られましたら、適切に事業を実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○小林副主査 それでは、続きまして発注者支援業務等「用地補償総合技術業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省土地・水資源局総務課公共用地室の井上室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○井上室長 国土交通省土地・水資源局総務課の井上でございます。

引き続き、よろしくお願いいたします。

では「用地補償総合技術業務」につきまして御説明を差し上げたいと思います。

私どももパブリックコメントを実施いたしまして、全24の方から延べ68件の御意見を頂戴したところでございます。

お手元の資料D-2でございますが、全体延べ68件の資料につきまして重複するような趣旨のコメントにつきましては、集約した形で41の意見にまとめてございます。

こちらを御説明しながら、パブコメを踏まえて見直したところにつきましては、またその都度御説明をさせていただくという形で進めさせていただきたいと考えております。

一部いただいたパブコメの中身、ただいま御説明ありました発注者支援三業務と同じ趣旨のものもございまして、これにつきましては適宜省略をさせていただきたいと考えております。

まず、パブリックコメントの対応案の資料でございます。番号が1～41まで振ってございますが、1ページの2番でございます。こちらは業務の内容の記載の部分でございますが、一部記述が重複しているのではないかと御指摘がございました。

実施要項（案）におきましては5ページでございますが、1. 1. 4と1. 1. 5の両方に「補償金明細表の作成」という文言がございまして、若干混乱のもとでございますので、1. 1. 4からは「補償金明細表の作成」という業務について削除したというものでございます。御指摘を踏まえまして、削除してございます。

パブリックコメントの3でございますが、これは要項（案）の1. 1. 6の部分でございます。これは用地交渉に向けまして、受注事業者さんが用意をする資料の例示をした部分でございますが、一部資料につきましては、当方発注者から貸与した資料につきまして、写しをとるということを念頭に置いてございます。写しで足りる資料につきましては、写しであることを明示するべきではないかという御指摘がございましたので、御指摘を踏まえて明示をしてございます。

続きまして、パブリックコメントの4でございますが、達成目標のモニタリングというところでございます。いただいた御意見といたしましては、公共用地補償業務はやはり相手方のあることで、相手方の対応に応じて業務の進展ですとか進捗ですとか、かなり差が出てくるところでございます。ですから、契約を取ったか取らないかという部分だけではなくて、そういう事情も含めて評価をするべきではないかという御意見がございました。これにつきましては、当然、私どもが業務成績評定を行うに当たっては目標達成に係る要因、これはすべて総合的に評価をしていくということでございますので、御懸念には及ばないという形になってございます。

続きまして、要項（案）でいいますと、8ページでございます。パブリックコメントだと5ページでございますが、成果物の提出ということで、私どもは8ページの1. 2. 4で成果物の1つといたしまして、いわゆる契約書、地権者さんと私どもが行った契約書の写しを業務の報告書、成果物とし

て受注業者さんからいただくという形にしてございまして、その補償契約書の写しを作成するという手続が先ほどの事業内容に書かれていないという指摘がございました。

ですから、これにつきましては、若干戻っていただきまして、6 ページのところでございますが、1. 1. 8 の 3) について業務の内容として念のため明記をしたというものでございます。

6 の意見につきましては、これはそもそも補償契約書の写しを成果物とすることはやめてほしいという意見でございますが、私どもは出来高確認、業務の完了を確認する上でこちらは必要な成果物だと認識してございますので、これについては現状どおりとしてございます。

7 につきましては、先ほどの発注者支援三業務と同様の意見でございまして、御指摘を踏まえて、8 ページの「1. 2. 5 委託費の支払い方法」の部分について修正、追加を行ってございます。

続きまして、意見の 8 でございますが、契約書の写しを成果物として提出するという形にしてございます。いただいた御意見は、業務全体の成否について契約ができたかできないかという部分を業務全体の成否の判断基準とするのは、いかがなものかという御意見でございました。そうでないのであれば、その旨明記をしてほしいというのが 8 の御意見でございます。

私どもは、すべての業務の成否を契約の成否に係らしめているものではございませんで、多様な業務がございますが、そのうち一部用地交渉業務の最終段階につきましては、契約ができたかできないかというものを業務の成否の判断材料とさせていただいております。これはやはり単に交渉を行ったということではなくて、民間の方に工夫をしていただいて、より契約率を上げていただくという観点から、そこについては一部成功報酬という用語がございますが、契約が成立したことをもって業務の完成と判断させていただくという形にしてございます。

ただ、これについて若干要項上、明確ではないという御指摘もございますので、それについては御指摘を踏まえて、9 ページの上から 7 行目でございますが「出来高を確認し」ということで、若干の内容の明確化をさせていただいたところでございます。

続きまして、意見の 10 でございますが、これは実施期間の話でございます。前回の小委員会の場でも御説明させていただきましたが、かなり民間の意欲のある方からは小ロットでの発注がやはり参入する上での大きな誘因になるという御意見が多くございます。

要項上、業務の実施期間につきましては、原則年度単位で 4 月 1 日から 3 月 31 日という形にしてございますが、一部年度の途中から発注するような業務もあるであろうということで、前回お示しした実施要項の案をつくってございましたけれども、パブリックコメントの中では年度の途中で終わるような、そういう小ロット、短い期間の業務についても是非発注を検討してほしいという御意見がございました。それにつきましては、是非民間の参入意欲を高めるという観点からもそういう業務については発注をする余地を要項上につくっておきたいということでございまして、10 ページの一番上に青い文字で追加をしてございますが「年度途中に実施期間が終了する業務発注を行うことがある」ということで、追加をさせていただいております。

続きまして、意見の 11。こちらは設計共同体、JV に関しまして御意見といたしましては、用地交渉を二人一組で行うのが原則でございますが、JV の 1 社から 1 名を出して、もう一社から 1 名を出すというような業務の実施ができないかという御意見をちょうだいしてございます。

私どもとすれば、やはりそういう形での用地交渉の実施というのは責任関係が不明確になると考えてございまして、そういった形での設計共同体の実施というのは認められないと考えてございます。

続きまして、意見の 15 まで飛んでいただきますが、私ども入札参加資格におきましても、技術評価におきましても、業務の本拠を有していること、当該区域内に業務拠点を有しているということで判断してございまして、こちらの意見は業務拠点の中でも本店については特に優遇をしてくれという意見でございまして。

これにつきましては、私どもは担当の主任技術者の方がそこで業務の本拠を持たれているということを重視してございまして、本店か支店か営業所かということについては、それで差を設けるということにはしていないということで回答させていただいております。

続きまして、意見の 17 でございまして、こちらは予定主任担当者、これは業務の中心的な存在となる者でございましてけれども、これについて入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の雇用関係を求めるべきではないかという御意見を頂戴してございまして。

要項上は、業務実施期間中の直接的な雇用関係があればいいという形でやっております、その雇用関係を強化するべきではないか。もっと前から雇用関係にある方のみを認めるべきではないかという御意見でございまして、私どもとしましては、やはり業務実施期間中に、まず、その方が雇用関係にあるということが重要であろうと思います。また、やはり民間企業の参入促進を図る観点からも、業務の履行期間中に直接的雇用関係があれば十分であると考えてございまして、現状どおりとさせていただいております。

20、21 は関連するところでございまして、先ほどのものは業務の中心的な責任者であります主任担当者についての雇用関係でございましたけれども、それ以外の技術者につきましては要項上、直接的雇用関係を必要としないところでございまして。20 につきましては、それを評価する御意見でございまして。21 については、直接的雇用関係がなければいけないのではないかと御意見でございまして。

これにつきましては、民間の参入促進、そして業務品質の確保の観点ということを考えますと、業務全般について責任を負う主任担当者に直接的雇用関係を求めるということが妥当ではないかと考えてございまして、その旨回答させていただいております。

続きまして、少し飛びますが、27 番と 28 番。これは、総合評価の項目についてでございます。いわゆる評価点の付け方でございまして、意見の御趣旨といたしましては、やはり用地交渉業務に実績がある者と用地交渉業務には実績がないけれども、ほかの用地関係業務に実績がある者については、評価に差を設けるべきではないかという御意見をちょうだいしてございまして。

ただ、私どもといたしましては、関連いたします四業務すべてにつきまして業務実績があるという方であれば、用地交渉業務についても十分な高い技術力があると考えてございまして、特段差を設ける必要はないのではないかとことで現状どおりとさせていただいております。

続きまして、29 番、30 番。こちらにつきましては、これも同じく総合評価の点の付け方の項目

でございますが、その中で担当技術者、いわゆる主任担当者以外の技術力について評価する項目がございまして、それにつきましては要項（案）においては、用地交渉業務ではなくて、通常の補償金の算定業務の実績を重視して評価をするという形にしてございますが、いただいた御意見というのは用地交渉業務についても同様に評価するべきではないかという御意見でございます。

これにつきましては、用地交渉業務の能力についてはほかの項目で広く評価をしてございまして、この項目におきましては、用地交渉業務以外の業務の技術力を是非評価をしたいと設定しておる項目でございますので、これについても現状どおりという形にさせていただきたいという回答にしてございます。

重複を除きますと、続きまして 38 番でございますが、こちらは意見を踏まえて見直したところでございます。要項（案）でいいますと、27 ページの冒頭でございます。従来は受注された事業者の方々にお願ひする項目といたしまして、業務に直接従事する方についてはあらかじめ届け出いただくという形で義務づけを行っているところでございますが、そのタイトルの付け方といたしまして「業務に従事する者の専任性」という言葉を使ってございました。専任性という言葉を使いますと、この業務を受注すると、当該技術者はほかの業務が受けられないのではないかという誤解を招くという御指摘でございまして、これについては御指摘ももっともということですので「業務に従事する者の届け出」という形で、要項（案）を見直させていただいておるところでございます。

意見 39、実施要項（案）ですと、先ほどの直下の部分でございますが、御意見としましては、用地交渉業務を平日の昼、いわゆる勤務時間内に行うことが難しいのではないかと。そういったときの何かルールがあるかという御意見でございまして、確かに用地交渉業務を平日の昼間だけ行えるものではございませんで、地権者様の御都合によって、夜ですとか週末ですとか、そういった形での交渉をしていただくということも十分あり得るということでございますので、それは広く受注業者さんにも知っていただく必要があるということで追記をさせていただいているところでございます。

あと 40 番、こちらはやはり私ども個々の例の中で地権者と面接をする場合には、単独ではなくて複数で行う。これは用地交渉業務の基礎中の基礎でございますが、単に連絡等の場合は除外してほしいということでございましたが、やはりこちらは用地交渉業務の基礎中の基礎でございまして、単なる連絡であってもその間に何か交渉が始まるですとか何か受け答えがあるとかいうことも十分考えられますので、これについては必要な措置であると考えておるところでございます。

最後に 41 番でございますが、やはり用地交渉業務という業務の内容に鑑みて、民間に委託する場合に不正防止対策みたいなものを講じておく必要があるのではないかという御意見でございます。当然本要項におきまして、例えば秘密の保持ですとか報告の義務、こういったことが課されてございますし、当然法律上、みなし公務員という形で措置されるということでございますので、業務の適正な執行が図られると考えておるということで、こういう回答にさせていただいております。

ちょっと駆け足で恐縮でございますが、説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 委託費の支払い方法でいろいろ意見が出て、実施要項（案）でいうと、9ページのところで「出来高を確認し」という文言を追加したわけですが、これの意味するところは、この文章でいうと「当該未完了業務に相当する部分について、委託費の減額を行う」という減額の在り方についての文言ですから、出来高を確認するというのは減額する場合にするかしないか、あるいはするとして、その場合にどのぐらい減額するかというのを出来高の確認をした上でやるという意味合いですか。

○井上室長 あくまで業務として完了した部分について、最終的にお支払いをするということですので、それについて当然のことなのかもしれませんが、明記をしたと、念のためにこの部分を書いておるといふものでございます。

○逢見副主査 ですから、完了したら当然満額委託費は支払うと。しかし、要するに、契約が最終的にまだ成立に至っていないけれども、それが契約成立に至る過程でいうと、どのぐらいのところまで達成できているかということによって、減額があるかないかが出てくるという、そういうことですか。

○井上室長 業務の内容で言いますと、この要項（案）の5、6ページ辺りに書かせていただいておりますが、特に恐らく意見を出された方が気にされているのが、用地交渉業務の部分ではないかと思えます。私どもは、ここを3段階に分けてございまして、いわゆる契約をとるという部分はこの3つ目の段階でございまして、ですから、契約が取れなくても、通常の業務をしていけば、1段階、2段階については業務完了ということで、出来高としてカウントされる。ただ、3段階目につきましては、やはり契約が取れるか取れないかということで、取れない場合には、出来高としてはカウントしない。それで、頑張ってくださいという全体の仕掛けとしておるところでございまして。

○逢見副主査 わかりました。

あと、技術者の直接雇用の問題で賛否それぞれあったようですけれども、直接雇用ではない場合には請負とか派遣とかそういうことでやるということですか。

○井上室長 基本的にこの用地交渉部分については、再委託は認めてございませんので、具体的に言えば、派遣という形になってくるのではないかと考えております。

○逢見副主査 そういうことだと別に業務の履行上は問題ないということですか。

○井上室長 全般について責任を負われる主任担当者の方は、派遣ですとやはり責任という観点から問題がございしますが、主任担当者の指揮下で実際に個々の業務に当たる方ですので、その方については能力さえあれば、雇用関係までは必要ないのではないかと考えてございます。

○逢見副主査 あくまでも主任担当者の実績で判断すると。

○井上室長 はい。

○逢見副主査 わかりました。

私からは、以上です。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思

いますが、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 変更の話は、先ほどの発注者三業務と同じ形でどこまで書けるかというところ、書ける範囲で具体的なものを書くというところの調整をさせていただいた上で、同じようにお諮りしたいと思います。

○小林副主査 では、その点は先ほどと同じような手続で確認を了承という手続をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今の1点ございましたけれども、本実施要項（案）につきましては、その部分の再度の了承をもちまして、おおむね審議を終了したものとして改めて小委員会を開催することはせずにいたしたいと思いますので、その点の調整をよろしくお願いいたします。

その確認した後の取扱いにつきましては、私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 では、今の提案も含めまして何か疑義が生じた場合は、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

国土交通省におかれましては、ただいまの点を調整いただきまして、よろしくお願いいたしますと思います。その了承した実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日はありがとうございました。